

第 8 1 回

東京都卸売市場審議会議事録

令和 5 年 1 月 3 0 日 (月)

東京都中央卸売市場

目 次

開 会	4
1 議 事	4
(1) 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について	
閉 会	26

日時 令和5年1月30日（月） 午後3時05分

場所 オンライン会議・東京都庁第一本庁舎北塔42階特別会議室A

出席者

会 長	木 立 真 直	中央大学商学部教授
会 長 代 理	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部 大学院物流情報学研究科教授
委 員	秋 吉 セツ子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
〃	あぜ上 三和子	東京都議会議員
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	黒 石 匡 昭	公認会計士
〃	近 藤 弥 生	足立区長
〃	高梨子 文 恵	東京農業大学国際食料情報学部 食料環境経済学科准教授
〃	永 見 理 夫	国立市長
〃	藤 井 とものり	東京都議会議員
〃	松 田 康 将	東京都議会議員
〃	山 下 裕 子	一橋大学大学院経営管理研究科教授
臨 時 委 員	細 川 允 史	卸売市場政策研究所代表
幹 事	河 内 豊	東京都中央卸売市場長
〃	松 田 健 次	東京都中央卸売市場管理部長
〃	北 島 隆	東京都中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	渡 邊 貴 史	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	萩 原 功 夫	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	前 田 豊	東京都中央卸売市場事業部長
〃	萩 原 清 志	東京都中央卸売市場環境改善担当部長
〃	片 岡 容 子	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長

○松本書記 大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、第81回東京都卸売市場審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻を5分ほど過ぎまして、大変失礼いたしました。ここで始めさせていただきたいと思います。

私は本審議会の書記で事務局を務めさせていただきます中央卸売市場管理部市場政策課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、オンラインで御参加の傍聴の方、報道機関の方に申し上げます。

傍聴に当たりましては、事前にお伝えしております留意事項を遵守していただくようお願いいたします。また、音声等について不具合が生じた場合は、事前にお伝えしてごめさいます連絡先まで御連絡ください。

本日の会議でございますが、オンラインで出席されている方と会場に出席されている方がいらっしゃいます。ここで、会議における機器の使用について御説明いたします。

まず、オンラインで御出席されている委員の方々に御案内いたします。

お手元のパソコン端末のカメラ機能はオンにさせていただきますようお願いいたします。マイクについてですが、御発言なさる場合を除きましてマイクはミュート設定、具体的には画面上のマイクの部分に斜線が入っている状態にさせていただきますようお願いいたします。御発言いただく際には、画面に映るように手を挙げていただき、お名前を呼ばれましたらミュート機能を解除、斜線の入っているマイクの絵を押していただきお話しください。

なお、手のひらマークの挙手ボタンは御使用にならないようお願いいたします。

音声やカメラに不具合が生じた場合は、恐れ入りますが、事前にお伝えしております緊急時の連絡先まで御連絡をお願いいたします。

続きまして、会場で御出席の委員の方々に申し上げます。

会場のモニターには、オンライン参加の委員の方々と会場の様子が映し出されております。御発言の際でございますが、卓上マイクの銀色の右側のスイッチを入れてからお話しいただき、御発言が終了しましたら、同じく右側のスイッチをお切りください。

なお、御発言につきましては、マスクを着用したまま御着席の状態をお願いいたします。また、ハウリング防止のため発言されるとき以外は卓上マイクのスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

次に、定足数についてお伝えいたします。

本審議会は東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。本日の審議会は、会場出席、オンライン出席の委員を合わせ、東京都

卸売市場審議会条例第7条に基づく定足数に達していることを御報告申し上げます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

オンラインで御出席の委員の方々は、事前にお送りいたしました資料の御確認をお願いいたします。会場に御出席の委員の方々にはペーパーレスの取組を推進するため、お手元のタブレット内に資料を御用意しております。

それでは、会場の方はお手元のタブレット画面を御覧ください。

画面は表示されていらっしゃるでしょうか。画面が表示されていない場合は、職員が参りますので、お声掛けください。オンラインでの御出席の委員の方々はお手元の資料を御確認ください。

それでは、ただいまより資料名を読み上げます。

まず、次第、次に資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」、資料2「委員提出資料（矢野会長代理）」、参考資料1「東京都卸売市場審議会委員名簿 第26期」、参考資料2「東京都卸売市場審議会 幹事・書記名簿」、参考資料3「東京都卸売市場審議会条例」、このほかに会場内の委員の皆様方のお席には「座席表」と「審議会開催に当たっての留意事項」をお配りしております。また、令和4年3月に策定いたしました「東京都中央卸売市場経営計画」の冊子と「東京都中央卸売市場経営計画の概要版」を御用意してございます。必要に応じて御覧いただければと思います。

以上、資料の確認でございました。

続きまして、会場の方に配付しておりますタブレットの使用方法を御説明いたします。

タブレット画面内の資料1「東京都卸売市場経営計画の進捗について」と記載のある部分を軽く指で押していただけますでしょうか。

そうしますと、資料が開きますので、こちらの画面に指を当てたまま右から左へ画面をゆっくりとなぞっていただきますと、次のページを御覧いただけます。前のページに戻る際には、反対に左から右へ画面をなぞっていただければと存じます。また、画面表示を拡大したい場合には、2本の指で画面をタッチしたまま指を広げますと、拡大表示で御覧いただけます。資料を閉じる際は、左上の「戻る」という文字を押していただきますと、元の一覧画面に戻ります。御不明な点がございましたら、職員が近くにおりますので、お声掛けください。よろしく願いいたします。

次に、開会に先立ちまして、河内中央卸売市場長より御挨拶を申し上げます。

○河内幹事 着座のまま失礼いたします。東京都中央卸売市場長の河内でございます。開会に

当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方にはお忙しい中、当審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より都の市場運営につきまして様々な形で御指導、御鞭撻をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

本日は前回の審議会での御意見を踏まえた都の課題認識と取組の方向性、また、東京都中央卸売市場経営計画の推進に向けた令和5年度の重点的取組などにつきまして、御報告をさせていただきます。

昨今のコロナ禍や世界的な物価高、電力不足によるエネルギー問題や気候変動による漁獲量の減少など、市場を取り巻く社会経済情勢や環境の変化は、より一層厳しさを増しておるところでございます。

しかし、そうした中にありましても、中央卸売市場を生鮮品等流通の基幹的なインフラとして維持、改善していくために、経営計画で掲げた施策の具体化を推進していく必要があると、このように考えておるところでございます。

このため、本日の審議会では、先週金曜日に発表いたしました令和5年度予算案を踏まえまして、来年度の重点的取組をお示しさせていただき、御意見をいただければと考えておるところでございます。

改めて申し上げるまでもなく、経営計画で掲げた取組を推進する上で、委員の皆様から様々な御意見を頂戴しながら進めていくことが、私どもにとって不可欠であると認識しているところでございます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様方の御専門の立場から、忌憚のない御意見を頂戴いたしたく重ねてお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○松本書記 続きまして、令和4年10月10日付で新たに就任されました委員の方を御紹介させていただきます。新任委員の方は御着席のままで結構ですので、一礼をお願いできればと思います。

松田康将委員でございます。

○松田委員 松田でございます。よろしくお願ひいたします。

○松本書記 伊藤ゆう委員でございますが、本日は御欠席でございます。

以上、委員の御紹介をさせていただきました。

続きまして、幹事・書記の紹介についてでございますが、お手元の「幹事・書記名簿」をもちまして紹介に代えさせていただきます。

開 会

○松本書記 それでは、ただいまより第81回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

以後の議事進行につきましては、木立会長にお願いいたします。木立会長、どうぞよろしくお願いいたします。

1 議 事 (1) 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について

○木立会長 それでは、議事に沿って進めさせていただきたいと存じます。

本日は会場等の都合によりまして、終了時刻が16時30分までと伺っておりますので、議事の円滑な進行につきまして、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、次第の1の(1)「東京都卸売市場経営計画の進捗について」につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○渡邊幹事 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について、御説明いたします。

お手元の資料1の右下にページ番号がございますが、1ページをお開きください。

会場の皆様は、タブレット画面内の資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」と記載のある部分を軽く指で押していただけいただけますでしょうか。操作について御不明な点がございましたら、事務局職員が対応いたしますので、お声掛けをいただければと思います。

「1 前回の審議会における主な意見を踏まえた都の課題認識と取組の方向性」でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ、中ほどの「(1) 各委員からの意見を踏まえた都の課題認識」を御覧ください。

前回の審議会を踏まえ、都は、市場経由率や取扱数量の低下が進んでいる状況を背景に、生鮮品等流通における卸売市場の存在意義を再確認する必要があると認識しております。そこで、現在、そして将来、卸売市場が担うべき基本的な機能とは何かを整理し、その実現に向けた計画的な取組が必要と考えました。

ページをおめくりいただきまして、3ページ「(2) 課題認識に基づいた都における卸売市場の存在意義」を御覧ください。

東京の膨大かつ多様な消費需要を支える中心的な担い手として、都の中央卸売市場が果たす

べき役割は重要であります。

ページをおめくりいただきまして、4ページを御覧ください。

日本の様々な食習慣等を背景に、卸売市場は都内各地域に多数存在する食品小売業者や外食事業者の重要な仕入先として、その多様性を支える重要な役割を果たしております。

ページをおめくりいただきまして、5ページを御覧ください。

サプライチェーンにおける公正取引の実現と品質・衛生管理の徹底をはじめとした卸売市場が担う公的役割は依然として重要であります。一方、外部環境の変化への対応等に手をこまねいていれば、東京の多様な食文化を失うおそれがあるものと考えます。

ページをおめくりいただきまして、6ページ「(3) 都の取組の方向性」を御覧ください。

経営計画の着実な実行を通じ、東京の卸売市場制度を将来にわたって安定的に運営できるようにするため、令和5年度は、右下に掲げた取組を重点的に進める予定でございます。

ページをおめくりいただきまして、7ページ「2 卸売市場を取り巻く環境変化を踏まえた令和5年度の重点的取組」でございます。ここからは令和5年度の7つの重点的取組について、都の課題認識などを表現した「レビュー」を中心に個別に御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、8ページ「(1) 公平かつ公正な取引環境の確保」を御覧ください。

指導監督スキルの維持・向上を図っていくためには、新たに担当する職員向けの研修も必要になるため、実効性を高める見直しを行いつつ、指導監督の対応力強化を図る研修を継続的に実施することを考えております。

ページをおめくりいただきまして、9ページの参考資料を御覧ください。

今年度から実施した新たな研修の取組例などを紹介しております。

ページをおめくりいただきまして、10ページ「(2) 品質・衛生管理の徹底・強化」を御覧ください。

ワークショップ実施後のアンケート結果を踏まえ、HACCPに沿った衛生管理の定着・浸透を図っていくためには、引き続き、同様の取組を継続していくことが重要と考えております。

ページをおめくりいただきまして、11ページの参考資料を御覧ください。

ワークショップ事業の取組について紹介しております。

ページをおめくりいただきまして、12ページ「(3) 市場のゼロエミッション化（HTTの推進等）」を御覧ください。

省エネに向けた市場業者の皆様への普及啓発、温室効果ガス削減に向けた補助事業の更なる

充実、発泡スチロール等の国内循環利用を進めるための知見、課題の共有、解決がそれぞれ必要と考えております。

ページをおめくりいただきまして、13ページ「(4) 物流の高度化・効率化（パレット化・DX化の推進等）～2024年問題への対応～」を御覧ください。

物流の問題に取り組むためには、卸売市場内での取組に加え、サプライチェーン全体で取り組むことが重要であり、国と連携した取組が必要と考えております。また、淀橋市場の拡張整備事業において、DXを活用した物流の高度化・効率化に係る実証事業を予定しておりますが、実施に向けたよりきめ細かい業界調整が必要と考えております。

ページをおめくりいただきまして、14ページ「(5) 市場施設の計画的な維持更新及び市場機能の強化」を御覧ください。

日々の維持補修とともに劣化度調査を実施しております。また、淀橋市場拡張整備事業については、実証事業及び詳細設計実施に向けてよりきめ細かな業界調整、板橋市場については、基本構想の策定に向けて周辺市場との機能集約を視野に入れ、機能強化の方向性についてより具体的な調整がそれぞれ必要と考えております。

ページをおめくりいただきまして、15ページ「(6) 市場業者の経営基盤の強化」を御覧ください。

市場業者の皆様のニーズを踏まえ、時機に適った施策の展開が必要であり、経営強靱化推進事業については実効性向上のため長期的な視点に立った支援を行うとともに、より利用しやすい制度となるよう、見直しが必要と考えております。

ページをおめくりいただきまして、16ページの参考資料を御覧ください。

経営強靱化推進事業の令和4年度取組例などについて紹介しております。

ページをおめくりいただきまして、17ページ「(7) 強固で弾力的な財務基盤の確保」を御覧ください。

更なる経営改善策の検討や仮称ですが「経営レポート」の作成など財政状況の見える化に向けた取組の加速が必要と考えております。また、市場会計の財政状況について、引き続き、業界の皆様との意見交換を進めるとともに、将来を見据えて市場使用料のあり方を含めた検討が必要と考えております。

ページをおめくりいただきまして、18ページ「3 経営計画の進捗管理」でございます。

更にページをおめくりいただきまして、19ページを御覧ください。

経営計画の取組を着実に推進するための進捗管理の考え方及びそのスケジュールを記載して

おります。

「(2) スケジュール」を御覧ください。

「経営計画に掲げた取組」として、本審議会でお示した7つの重点的取組とここに記載されているその他の重要な取組を合わせ、令和5年度の第1四半期に進捗確認を行い、その実績を公表したいと考えております。また、令和5年度も審議会を2回開催する予定で考えております。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○木立会長 ただいま事務局から資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗」についての御説明をいただきました。かなり膨大な内容を要約的に御説明いただいたかと存じます。

これより委員の皆様方より御意見、御質問を頂戴したいと存じます。今回、議論の対象が非常に多岐にわたっておりますので、資料1の項目の順番に分けて御意見、御質問等を賜りたいと存じます。

具体的には、まず、「1 前回の審議会における主な意見を踏まえた都の課題認識と取組の方向性」から始めまして、次に、「2 卸売市場を取り巻く環境変化を踏まえた令和5年度の重点的取組」につきまして御議論いただき、最後に、「3 経営計画の進捗管理」につきまして御意見をいただければと存じます。

それでは、「1 前回の審議会における主な意見を踏まえた都の課題認識と取組の方向性」につきまして、御意見、御質問等がございましたら挙手をよろしくお願ひいたします。

それでは、高梨子委員よろしくお願ひいたします。

○高梨子委員 私のほうから先ほど御説明がありました卸売市場の存在意義に関して幾つか御意見させていただきたいと思ひます。

先日、都の方と大田市場の青果部を視察させていただきまして、改めて卸売市場が食料品流通を下支えしているということを確認することができました。特に仲卸業者の方にヒアリングをさせていただいたのですが、仲卸業者の方は青果物の安定供給であるとか価格形成の面で市場が持つ役割は非常に重要であるというふうに認識されていまして、とりわけ代払い制度が市場取引の信頼性を確保するという観点から極めて重要な機能の一つであるというふうに強調されておられました。

現在、契約を主体とする調整型の取引が増加しているという見方もあるのですが、市場内で活動している業者さんは卸売市場の重要性と有意性を非常によく理解されていて、その機能発揮に努めているということが今回の視察でよく分かりました。

ただし、その一方で、一部の仲卸では需要の多様化であるとか専門化への対応、またはマーケットイン型の流通体制を整備するために市場外流通の割合を徐々に増やしているということもおっしゃっておられました。加えて、大田市場の面的な制約から加工を含む一部の作業をほかの運送会社であったり、ほかの業者に委託するなどの対応を行っている業者さんもおられるというふうにおっしゃっておりました。全体として仲卸の経営は悪化しているということが報告されておりますので、仲卸が自ら経営を多様化・多角化して主体的な運営を行っていくことは、経営改善という観点からは望ましいのですけれども、市場流通全体としては、市場外流通拡大の方向に行く可能性があるというふうに考えます。

今回の視察で仲卸の二極化が進んでいるということも感じられまして、今後は更にこの傾向が進むことも予想されます。こうしたことから、既に市場業者への経営支援も行われているのですけれども、小規模な仲卸の経営対策に加えて、大口の仲卸に対しても卸売市場を活用した取引を進めてもらうような具体的な働きかけであったり、または支援が必要になるのではないかと考えます。

また、もう一点、こうしたことに加えて長期化するコロナ禍であるとかエネルギー問題、物価高騰、2024年問題など卸売市場を取り巻く環境変化というのは非常に激しいものがあります。卸売市場として将来に向けて守るべきものは守っていただいて、市場にどのような機能を担わせていくべきなのかというのは、環境の変化に合わせてフレキシブルに見直しを行うことも必要だと考えられます。都は今回の卸売市場の存在意義を確認したということで終わりとするのではなくて、様々な情報を常にアップデートし、市場を取り巻く環境の変化の分析を着実に行っていただき、今後の存在意義、あるべき姿を常に検証し具体的な施策に反映させていただきたいと考えております。

以上です。

○木立会長 ありがとうございます。

それでは、都側からいかがでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

○渡邊幹事 御意見ありがとうございました。

都の中央卸売市場でございますが、高梨子委員に先日御視察いただきました大田市場などの生鮮品等流通のハブ市場に加えまして、地域に密着した市場もございまして、それらが全体で東京という一大消費地の需要に対応する中心的な役割を果たしてございます。また、これらの市場でございますが、四季折々の多種多様な食材を用いた和食など、多様な日本の食文化を支

える専門小売店や飲食店の仕入先として重要な役割も担っております。

こうした役割を果たしていくため、品質・衛生管理や公正取引の確保等に加え、DXなどを活用した物流の高度化・効率化や省エネルギー化の取組等の推進を通じ、物流の2024年問題やエネルギー問題への対応など市場を取り巻く更なる環境の変化に的確な対応をしてみたいと考えております。

また、市場における取引の担い手である市場業者の経営基盤の強化を図るため、都では中小企業診断士をはじめとした経営の専門家によりまして、市場業者による経営課題の発見から解決まで伴走してサポートする仕組みを設け、事業の成長につながる取組を後押ししております。これらの取組を通じまして、都の中央卸売市場が将来にわたって生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしていけるよう、業界の皆様と連携し、経営計画に掲げた取組を着実に進めてみたいと考えております。

○木立会長 ありがとうございます。

引き続きこの1につきまして御意見、御質問等いただきたいと思っております。

それでは、松田委員よろしく申し上げます。

○松田委員 松田でございます。よろしくお願いいたします。

私はこの都議会におきまして、中央卸売行政を所管する経済港湾委員会、また、豊洲移転問題特別委員会などに所属をさせていただきまして、今回、本審議会の委員に就任をさせていただきました。また、これまで卸売市場行政に様々関わっている中で御意見を申し上げたいと思っております。

先ほど事務局のほうから食品の小売店などが都内に多数立地しているということで、データとともにお示しをいただきました。この青果、鮮魚、食肉などは全国平均の10倍以上、また、花きに関しては20倍以上という非常に多く立地をしているということは、このデータとともにお示しをいただいたところでもあります。私の地元、板橋区でも商店街に店舗を構えて地域の消費生活を支えている小売店の皆様から話を聞くと、コロナ禍においても一日も欠かさずに生鮮食料品を供給してきた卸売市場は非常に信頼をされております。なくてはならない存在ということを実感しておりましたが、それがデータという形で示されたのだと思っております。

昨日もある地元の商店街の新年会、お花屋さん、それから、八百屋さんがいらっしゃったのですが、それぞれやっぱり市場はなくてはならない、ないと困るよということ、何とか頼むよということを直接昨晚も聞かされたところでもあります。

また、昨今の市場の経由率の低下または市場の取扱量の減少などといった部分のみを切り取

って、卸売市場の存在意義を問うという声もあると聞いていますが、我々は生鮮食料品の安定供給を通じて都民の食、ひいては東京が世界に誇る多様な食文化を守り続けていく卸売市場の存在意義の本質を見るべきであります。上辺の数字だけを見て判断することなく、卸売市場の本質を捉えて将来像を描いていくことが重要であると考えております。

そこで、東京都としては、都民生活を支えている卸売市場が生鮮品流通の基幹的なインフラとしての役割、これを将来にわたって果たしていけるよう市場運営を行っていくべきと考えますが、お考えを伺います。

○木立会長 それでは、事務局よろしくお願ひいたします。

○渡邊幹事 ありがとうございます。

都の中央卸売市場でございますが、一大消費地における東京におきまして多種多彩な旬の食材を用いた和食など、多様な日本の食文化を支える専門小売店や飲食店等の仕入先として重要な役割を果たすとともに、公正取引や高度な品質・衛生管理など都民の安全・安心を担保する公的役割を担っておりまして、今後もこれらの役割を果たしていくことが開設者である都の責務であると考えております。

この責務を果たしていくため、都は令和5年度において市場業者の経営基盤強化や市場のゼロエミッション化など7つの重点的な取組を推進するなど、経営計画に掲げた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

○木立会長 それでは、どうぞ引き続きよろしくお願ひします。

○松田委員 御答弁ありがとうございます。

この東京都の中央卸売市場、将来にわたって基幹的なインフラ、公的な役割を担うという発言もありましたが、防災という観点からも非常に重要な立地をしていると考えています。東京都も強靱化プロジェクトを出して、震災、水害といったときにもやはり市場というところがバックアップ機能として役割を果たしていけるとお願ひしております。しっかりこの経営計画の取組を進めていくことをお願ひして発言を終わります。

○木立会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございます方は挙手をよろしくお願ひいたします。

それでは、伊藤裕康委員よろしくお願ひいたします。

○伊藤（裕）委員 私、水産物卸売業者協会の会長をしております伊藤でございます。

昨年の8月に開催されました審議会において、特に「危機感の共有」と「真摯で前向きな議論の必要性」を私は訴えたところでございます。都民生活を支えるインフラとしての使命や卸

売市場の可能性に応じていくためには、何より現実に対する危機感を持ち、真摯に議論していくことが不可欠だと考えたところでございます。

前回の審議会は欠席し、今述べた意見を書面でお伝えしたのでございますが、当日の審議会においては卸売市場の基幹インフラとしての役割と、そういうテーマについて各委員から多くの御意見があったとその後伺いました。この問題について私なりの考えていることを申し上げたいと思います。

市場業者、特に卸という立場に立って感じたことは、我が国の卸売市場というのは多品種、多様な顧客のニーズを受け止め、産地とつなぐことによって、質、量ともに繊細で多種多様で複雑な我が国の食文化を支える役目をこれからも担っており、日本固有の世界に誇る機能を有している存在だということでございます。もちろんここには高度な品質管理、特に川下のニーズを幅広く吸い上げ提案する能力など、これまでにない要素を備える必要があると思います。そうした視点を持ち、広い視野に立って将来を見越した卸売市場にしていきたいと思っております。

また、前回の審議会から約半年が経過し、この間、世の中全体が苦しんでいる状況に改善の兆し也没有ありません。むしろ長期化する混沌とした国際情勢の影響により、見渡せば至るところで深い傷を負っています。ものの値段はことごとく上昇し、国民生活は困窮と言ってよい領域になりつつあります。人手不足も相まって、特に中小企業はぎりぎりのところで日々の仕事を回しています。卸売市場にあっても同様であります。高騰しているのは魚の値段だけではなく、電気料金、梱包資材、あらゆるものの調達コストが上がり、かといってそれらの負担をそのまま我々のお客様にお願いすることもできません。

こうした危機的状況に対して、開設者である東京都と市場業界がどれだけ協力してこの難局を乗り切るかが何より重要だと思っております。まずは目の前にあるこの状況に打ち勝つことが大事であり、これが基幹インフラとしての役割そのものであります。電力などのコスト上昇、魚の値段の上昇、資源保護問題など、目の前にある課題に向き合い、乗り越えていくことが重要であります。同時に、市場の将来に向けた課題、今回の説明では7点の重点項目となっておりますが、特に品質・衛生管理の向上、市場内外の物流の効率化など、待ったなしの課題ばかりであります。この点、東京都のリーダーシップを大いに期待し、業界と協力して進めていくようお願いしたいと存じます。

長期的に市場財政を立て直すという課題については、現在の客観的な状況を分析し、関係者に明らかにするだけではなく、東京の卸売市場がこうした危機にあっても、都民生活を支えぬ

く存在であることを十分に加味しつつ、議論が進んでいくことを私としては希望したいと存じます。

私の意見は以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

それでは、都側からいかがでしょうか。

それでは、よろしく願います。

○松田幹事 管理部長の松田と申します。どうぞよろしく願います。

今、伊藤裕康委員から御意見いただきまして、私どもの考え方を簡単にですが、お話ししたいと思います。

私どもの東京の中央卸売市場が、東京の大きな魅力の一つであります、いわゆる豊かな食文化を将来にわたって守りまして、都民生活における基幹的なインフラとしての役割を果たしていくためには、何はともあれ現下の危機的な社会経済情勢に的確に対応することが大事だと思っております。それに加えまして、中長期的な視点を持って計画的な取組を進めていくことが重要であると考えてございます。

まずは、喫緊の課題であります今般の電力料金や資材価格の上昇など、市場業者の皆様が直面する経営上の課題に対するサポートを充実させることなどによりまして、市場業者の皆様の経営の安定化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

こうした取組に加えまして、将来を見据えて先ほど会長のお話にございましたけれども、品質・衛生管理の強化あるいは物流機能の更なる効率化といった市場機能の強化に向けまして、計画的な取組を積み重ねてまいりたいと考えてございます。

東京都の中央卸売市場が果たすべき使命を十分に踏まえまして、危機への迅速な対応と将来への備えと、この両方を組み合わせながら、私ども東京都は市場業者の皆様との緊密な連携を通じまして、持続可能な市場運営に向け取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の委員の方は若干残響が残るようでした、発言が続くとその残響と次の御発言が重なってやや聞き取りにくい部分がございますので、少し御発言の際は間を置いてゆっくりお話しただけだと存じます。その点、御協力をお願いいたします。

それでは、この1につきましてほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

「2 卸売市場を取り巻く環境変化を踏まえた令和5年度の重点的取組」を次のテーマとさせていただきます。

まず、矢野会長代理より「物流の高度化・効率化」に関しまして、説明資料を御用意いただいております。資料2「委員提出資料 農産物物流が抱える課題」でございます。

タブレットの操作方法について改めて御説明申し上げますと、会場の皆様は、タブレット画面内の左上の「戻る」という文字を押していただきますと、資料の一覧の画面になります。これを御確認いただいて、そして、その上で資料2「委員提出資料」と記載のある部分を軽く指で押していただけますでしょうか。もしも操作について、御不明な点等ございましたら、事務局職員が対応いたしますので、お声掛けいただければと存じます。

オンライン御出席の委員の方につきましては、お手元の資料2を御覧ください。

それでは、矢野会長代理よろしく願いいたします。

○矢野会長代理 流通経済大学の矢野でございます。

農産物物流がどういう問題を今抱えていて、どういう形での課題に直面しているかということでお話しさせていただきます。今まで農産物流通において、物流というのは何とか物流がやってくれるという状態でずっと続いてきたのだと思います。しかしながら、今これは農産物だけではないのですが、物流自体が非常に大きな制約になってきています。ある意味では農産物流通がうまく回るためには、物流がうまく回らないとどうしようもないと、こういう状態になってきているということで、実際に物流がどういう問題を抱えているかということでお話をさせていただきます。

2ページ目ですが、まずはドライバー不足、この問題が非常に深刻化しています。なかなかドライバーのなり手がいないということなのですが、所得額がやはり一般の産業平均より相当低いという問題、そして、労働時間は2割長いということです。ですから、収入は少なくて労働時間が長いということで、なかなかドライバーのなり手がいないという状況です。

そういう中で、3ページ目に今後の予測というのが出ていますが、需要量がどうなるか、今後どう変化していくかはなかなか微妙なのですが、少なくとも供給量については、相当減っていくだろうということが予測されています。2015年から2030年にかけて約3割供給量が減少するだろうと、こういうことが一応予測されているということになります。

更に4ページを見ていただきたいのですが、ちょっと見づらくて申し訳ないのですが、もう一つ、今物流で問題になっているのは、ドライバーの長時間労働ということが問題になってい

ます。労働環境、働き方改革の観点から労働環境を改善していかなくてはならないということなのですが、今のドライバーについての基準がこちらに書いてあります。ちょっと分かりづらい文章ですが、改善基準告示、こういうものがあって、いわゆる一般的な労働時間というのは別の基準があります。ここにおいては、拘束時間、休息时间、運転時間、連続運転時間、休日労働ということが規定されています。これを守らなくてはならないということなのですが、これについて今ここにお示ししているのは、実は2024年3月までのものです。逆に言いますと、2024年4月以降、これが厳しくなります。特に拘束時間などをもっと短くしなくてはならないことが義務づけられる、こういう状況になります。実はこの問題がいわゆる2024年問題という形でよく言われるものです。

これがどういう形で影響するかということで、6ページを見ていただきたいのですが、1年間の拘束時間別の自動車運転者数というふうに書いてあるのですが、全体で右側のほうに4.3%というのがあります。実は今現状として4.3%の運転者、ドライバーが拘束時間をオーバーして働いているということです。ところが、今度労働時間をもっと短くしろという話になりますと、21.7%のドライバーが引っかかってくる。逆に言うと、それだけの長時間運転ができないという状況に陥ります。特に長距離については既に7.0%オーバーしているのですが、それが31.8%のドライバーが長時間運転できないという状況になってきます。ということは、こういう形で拘束時間が長いのは、多くは長距離輸送であり、ここが問題になってくるということになります。

7ページを見ていただきたいのですが、長距離輸送で拘束時間が長いのはどういう業種かということで、一番上に農産・水産物出荷団体と書いてありますが、早い話がここでまさしく扱う農産物、水産物等がここに当たります。もし現状としてこの拘束時間の規制がかかると、約53%ぐらいが引っかかるということになります。53%のドライバーが長時間運転して運んでいる状態ですが、これは逆に言うと、全部規制をかけると50%以上が運べなくなるという事態に陥るという中で、特に農水産物が非常に長いという問題を抱えており、大きな問題になります。

こういう状況から8ページにドライバー需給の予測というふうに書いてあります。今申し上げました改善基準告示が2024年から厳しくなるということで、供給が14.2%不足します。更には、ドライバー自身の人数が減るということで、大体、輸送能力の34.1%が不足するだろうと予測されています。ということは、今現状の34%が運べない事態に陥るとというのが一応予測として出ているという状況です。ただし、これは全体の話であり、農産物は特に厳しい状態に陥るだろうと考えられます。

先ほどから距離帯別の話をしているのですが、一般的に500キロメートル以上が長距離という言い方をします。大体東京、大阪が500キロメートルなのですが、1,000キロメートル以上になりますと、北海道とか九州が該当します。特に500キロメートル以上がどれぐらいの割合かというのを示したのが10ページです。これは東京都中央卸売市場の経年的な距離帯別の割合を示しています。ここの赤より右側のところが500キロメートル以上の割合を示しているということで、1980年、90年とずっと500キロメートル以上が増えてきて、大体今東京都の中央卸売市場の4割弱が500キロメートル以上を運んできてきているという状況です。ですから、ここが非常に厳しくなると、この分が入荷されなくなるという可能性が出てくるということになります。

11ページはちょっと見づらくて申し訳ないのですが、これは全国の中央卸売市場です。実は東京都は意外にこの500キロメートル以上の割合が低いです。4割ぐらいですと申し上げましたけれども、千葉、茨城が非常に主要な産地になっていますので、意外に近いところから入荷されています。逆に言いますと、関西は6割ぐらいが500キロメートル以上になっているので、関西は非常に厳しいのではないかなと思っています。

いずれにせよ、全国の卸売市場、この赤の部分が全部極端に言うところとすごく運びにくくなるということで、2024年問題をまともにやると、全国の市場が機能麻痺する可能性があるということになります。

12ページは運賃ですが、運賃も今ちょっとコロナで若干落ち着いていますが、2010年頃に比べると1.3倍ぐらいの程度のところまで推移しているという状況です。

13ページから農産物の物流の特徴というふうに書きました。いろいろ特徴があるのですが、非常に日々の変動が大きい、更には手荷役作業、手積み・手降ろし等が特に長距離で多いとか、帰り荷がないとかいろいろ特徴があります。

14ページはもう少し細かく書いてありますが、中長距離が多いということ、更には、いわゆる決まったパターンでなく動いているものが多いわけです。一般的な加工食品とか日雑品というのはある程度計画的・定型的に動いているのですが、それに比べると農産物は割りかし変動が大きく、日々ある意味では条件が違う形で動かしているという状況になります。そういう意味では、ドライバーが過酷な労働環境の中でその場対応をしているという状況になります。

15ページですが、長いドライバーの拘束時間ということで、長距離を輸送するために運転時間が長いということ、そして、全国の産地から大都市などに集中してきますので、そこで非常に混雑するということから待ち時間が非常に長い、こういった問題があるということでドライバーの拘束時間が長いという特徴があります。

16ページが実際の数字ということになります。

それから、17ページがパレット化の遅れについてです。短距離については相当パレット化されているのですが、長距離輸送については積載率が落ちるなどの理由からパレット化されていないということになります。このところはなかなか難しい問題を抱えているのですが、このパレット化されていない手積み・手降ろしの場合には、非常にドライバーにとって負担が大きいという問題があります。

18ページが手荷役作業の多い品目で、やはり非常にほかの品目に比べて手荷役が多いです。

そして19ページですが、短い輸送時間の要請、小ロット多頻度輸送という特色があります。

ということで20ページにこれは農水省等がまとめたものですが、長距離輸送や繁忙期はトラックが確保できない状況が既に発生しています。それから、大消費地の特定の卸売市場にしかももう出荷しないという生産地が相当増えてきています。ある意味では、ここはロットがまとまるから持って行っていいけれども、ロットがまとまらないところはもう行かないよ、こういう生産地が相当増えてきているということになります。こういう状態が今いろいろなところで表面化しているということになります。

ということで、農産物物流の特徴から見た課題ということでもとめますが、農産物物流は拘束時間が長い、そして、荷待ち時間が長い、更にパレット化されていない、こういうことから時間の制約が厳しいため、ドライバーから見ると一番ちょっと運びたくない、敬遠したいというような品目になっています。ただでさえドライバーが不足している中で、ドライバーから非常に敬遠されるものになってきています。特に中長距離輸送については運べないという問題が発生する可能性が非常に高いということになります。

こういう中で、どういう形で農産物物流を対応した形に変えていくかということは当然問題になります。市場のほうでは、例えば手待ち時間を減らすために入荷の予約システムといったものを導入するということは当然あると思います。更に、これは市場だけの問題ではないのですが、サプライチェーン全体でいかにパレット化を進めていくか、モーダルシフトを進めていくか、更には、幹線輸送についてはいかに束ねるかということです。この辺はサプライチェーン全体で考えなくてはいけないことなのですが、いずれにせよ、今非常に物流が危機的状況でこれが制約要因になるということです。それに対してどういう形で市場が対応していくか、サプライチェーンが対応していくか、この辺が非常に重要な課題になっているということになります。

以上でございます。

○木立会長 詳細な御説明ありがとうございました。

それでは、都側から簡潔によろしくお願いいたします。

○渡邊幹事 ただいま矢野会長代理から農産物物流が直面する課題として手積み、手降ろし等の手荷役作業が多く重労働であり、また、拘束時間も長いこと等によってトラックドライバーの不足等の問題が生じており、そしてまた、遠距離産地からの荷が集まる割合が高い市場ほど2024年問題の影響が大きいことなどについて具体的なデータをもって御説明いただきました。ありがとうございました。

都としましても、令和5年度の重点的取組として物流の高度化・効率化を掲げておりまして、トラックドライバーの人材不足や2024年問題を契機とする物流コスト上昇は、深刻な課題と認識しております。

卸売市場の現場におきましても、これらの課題につきましても、場内混雑や荷待ちの長時間待機として既に顕在化しておりまして、2024年問題を控え、今後も生鮮食料品等の安定供給を行っていくためには、これらの喫緊の課題に対し、経営計画で掲げた物流の高度化・効率化の取組を加速させる必要があると考えております。

このため、都は国の流通標準化に向けた取組と連携しまして、場内物流の効率化やパレット化の推進に向けた取組を改めて推進するほか、各市場の実情に応じた場内物流改善体制の構築を進めるとともに、国に対して今、御指摘ありましたとおりサプライチェーン全体の中で取組を進めて、卸売市場のみに負担が寄せられることのないよう訴えてまいりたいと考えております。

また、令和5年度から淀橋市場におきまして、DXによる生鮮物流イノベーションを実証する事業を実施し、卸売市場における物流の高度化・効率化を図るなど、様々な施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございました。

それでは、続いてまたこの2に関連しまして、それでは、山下委員よろしく願いいたします。

○山下委員 大田市場は地方からの受注が増えているということで、取扱高の減少が目立たないのですが、今の矢野先生から御指摘いただいた2024年問題で人件費が上がってきており、しかも、ガソリン代が高いということで、多分そこを国に頼って売上高を確保するというのが難しくなるのではないかと思います。コロナ禍でただでさえ財政基盤が難しい中で、どのように

売上げを伸ばしていくのか、いかに売上げを立てていくのかということと、あるいは同じ売上でも利益率をどう上げるのかということです。その場合、利益率を上げるためには、付加価値が高い取引をどうやって創っていくかということだったり、あるいは今皆さん御議論されているように、生産性を高くするために費用を落とすといったことがあると思います。視察させていただいて気がついた点を2つお話しさせていただきます。1つは多様な消費者ニーズ、これは付加価値をどうやって上げていくかということに関係あるのですが、先ほど御議論があった市場外流通のところ、新しいニーズが起こっており、面白い新しい動きというものが市場外流通の領域で生まれているという点です。特に今回、集中的に聞き取りをさせていただいた花きの部分というのは、ライフスタイルに結びついているので、その傾向も高いかと思います。一番最先端のところは、実はメルカリの個人間で取引されていたりするそうです。そのように市場の外に行ってしまうものを全部とは言えなくても、消費者にとっても生産者にとっても有力で有益な部分をどうやって市場の中に取り戻すかということが課題なのかと思いました。

あと一点は物流の効率、今、矢野先生が詳細にお話しされたのですが、私は短期間ですけれども市場を見せていただいた中で、施設内のロジスティクスということもかなり皆さん御苦労されているということが分かりました。せり中心の時代に作られていたロジスティクスが今は相対中心になっているということで、せりと相対2つの何か違う流れを捌いており、それを多層化で御対応されていたり、とても大変な御苦労が伝わってきました。けれども、そのためにフォークリフトで一回一回全部荷物を積み替えたりであるとか、階層にわたって積み替えて運び出していたりとか、大変な御苦労をされながら工夫を積んでこられたことはよく分かりますが、これだと随分人件費がかかるのではないかと思います。今の現状から想定した理想で固定化してしまうことが正しいかどうかは分かりませんが、30余年ぐらい前にできた取引の構造に適合して設計されたロジスティクスが、今では適合せずに非効率になっていることで、非常に苦労されていることをどう解決するかというのが一つ大きな問題だろうと思いました。

ロジスティクスに関してもう一点あります。それはICタグについてです。今運搬されている花きの段ボールにICタグが付いているのですけれども、これ実は卸売業者の方がその日に付けているということです。産地から付いていなくて、何万箱あるか分かりませんが、一つ一つ貼っていらっしゃるそうなのです。卸売会社ごとにICタグの規格も変わるということで、これはまさに皆さんが問題にされているICタグの問題なのですが、これを卸売市場だけで解決することは難しいですし、皆さん先ほどから御議論されているようにサプライチェーン全体

の課題だと思います。産地でICタグを付けろというだけで、生産者にしわ寄せが行くことにもなりかねないので全体最適とはなりません。どう規格化するかということについて本当に国の関係省庁とも連携をとりながら、着実に取り組んでいただきたいところです。

加工食品等ですと、国際的にコードをどう統一化するかというところがすごく効率化になっており、統一化のコードをどうやって統制するかという事を管理する国際機関があります。コードの統一化に関する議論はすごく大事で、例えばコカ・コーラでも日本で作られているコカ・コーラとタイで作られているコカ・コーラは、同じIDなのかというようなところから議論をしないと、このアイデンティフィケーション、規格の問題というのは難しいのです。ましてや生鮮に関してはもっともっと複雑だと思うので、このあたりで諸外国の取組なども見ながらアップデートしていただいて、多様な食生活や豊かな草花を楽しむ生活という今まで保守してきたものについて、DXの側面からどうやってできるかということをお議論いただければと思います。

○木立会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間もかなり限られてきておりますので、都のほうから何かありましたら簡潔によろしく願いいたします。

○渡邊幹事 御意見ありがとうございました。

中央卸売市場におきましては、市場業者に加えまして産地や実需者など多岐にわたる関係者が携わるサプライチェーンの中間結節点に位置しているという特徴がございまして、このような点を踏まえますと、先端技術の活用やDXの推進等により市場業務の高度化・効率化等を推進していくことが重要であると考えております。

現在、国では産地や小売業者等を含めた検討会を設置し、物流の効率化やコードの標準化等について議論を進めておりまして、都は国の取組と連携するとともに、国に対して委員に今御指摘いただいたとおり物流効率化を進めるに当たっては、サプライチェーン全体で取り組むことなどを求めています。

また、市場業者の皆様がそれぞれの市場でDXの推進等による物流の高度化・効率化などを円滑に進められるよう、業者の皆様と検討体制を構築しまして、各市場の現場における課題をまず共有した上で通信基盤の充実に向けた検討、また、場内ルールの策定などの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

今、矢野会長代理、それから、山下委員から貴重な御質問をいただきました。それでは、挙手されています川田委員、よろしく願いいたします。

○川田委員 幾つかの視点を申し上げます。荷送についてでございます。今、荷降ろしの話が出ておりますけれども、市場の中の荷降ろしは、市場と出荷者の契約は受託契約約款という取引の下、荷物が降りた段階で契約がスタートすることになります。ですので、トラック業者の方に市場に降ろしていただいて、それから、販売については市場業者が請け負う。それについて手数料を頂くという受託契約約款で行っております。

一方、トラック契約約款では、トラック業者が市場につける段階で契約が終わっております。ですので、今問題になっております荷降ろしについては、お互いの契約の中にその費用が入っていないのであります。これを市場側あるいはトラック業者が負担をすることとなりますと、出荷者に対する手数料の増額、運賃の増額をしなくてはなりません。その結果、コストが上がってまいりまして、末端の価格に反映せざるを得ないということになりますが、青果物の場合、価格決定のメカニズムといたしましては、需要と供給、相場で商売をするわけでありまして、末端はその値上げについて受け入れられないという姿勢でありますので、このコストを誰がカバーするかで大変大きな問題があつて、なかなか物流、トラック業者と市場との間のスムーズな話し合いはできないというのが1つございます。

もう一つは季節性の問題であります。先ほど矢野先生からもお話しありましたように、産地がかなり速いスピードで移ってまいります。トラックドライバーの話は出ておりますけれども、ある産地にとっては生鮮トラックを走らせる期間は恐らく3か月から4か月で終わってしまうわけでありまして、残り8か月はほかの業務を行っているわけでありまして。ですから、その辺の区分けをしておられませんと、エリアによってトラックの事情というのは変わってまいります。

先ほどありましたように九州の産地、これは東京の比率は低いわけでありましてけれども、九州から東京へ運ばれる期間というのは恐らく冬の間の6か月に限られております。また、北海道から来る分についてはその逆で、夏場の数か月に限られるということで、年間通してこういう事象が起こっているわけではないのであります。ですので、トラックドライバーの労働環境の改善だけを言うのであれば、もう少し広い目で運送業界も議論していただかないと十分な議論ができないと考えておりますし、我々はパレット化も推進しておりますけれども、市場の場合は全てパレット単位で流通させるということができないのであります。小売の業者さん、数量もワンパレット単位の取引はスーパーでもなかなか受け入れてもらえません。ですから、小分けをする作業が残ります。パレットで全て流通させるというルールが確立できればパレット

が一斉に推進するわけでありませけれども、それができない現状でありますと、かなり厳しい流通になるというふうに考えております。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

いろいろ貴重な情報、特に今回お二人の委員の方から物流なりDXで御意見いただき、その実態の部分でいろいろお話しいただきました。特にやはり価格転嫁の問題というのは今非常に大きな問題で、それに関わる御指摘もあったかと思えます。

物流の専門家である矢野会長代理から何かございますでしょうか。

○矢野会長代理 今の御指摘のところは非常に難しいところで、物流業者、ドライバーからいうと、運賃というところはあくまで運ぶところの運賃としてもらっています。ですから、積み降ろしのところについては、別途費用をもらわないといけないという構造のところ、今までは言ってみればお金をもらわないで作業をやっていたというのが現状です。そして、今御指摘があったところは、その点が非常に曖昧だったわけです。そこでは効率も含めていろいろ問題がありました。

ですから、ただ、農産物のほうに転嫁できないからといって、そのところがうやむやになって、ドライバーが積み降ろしをすればいいという議論では全くないはずで。それらの作業に対してきちんと何らかの形で誰が払うかということについては、受益者負担というところできちんと決めることが必要です。少なくとも物流事業者のところはやれよという話では済まないことは確かだと思います。ただ、その点は当然価格に影響する可能性はあるのだと思います。

○木立会長 これにつきまして恐らく御議論いただくと、いろいろもっと論点が出てくると思います。冒頭申し上げましたように、そのほかにも幾つか論点がございますので、そのほかの点について何か御意見ございますでしょうか。

それでは、細川委員よろしく願いいたします。

○細川臨時委員 今回御提示いただいた資料には、「公平かつ公正な取引環境の確保」の中で指導監督に関する事項があります。これに関連して、指導監督する対象としての卸売業者に関して発言します。

旧卸売市場法では、中央卸売市場については卸売会社の業務許可は農林水産大臣が行うことになっており、許可した責任として卸売会社の適格性をチェックするために定期的に専門官が検査に入り、問題がある場合には経営改善命令を出すという対応を取っていました。純資産基準額など適格性の基準の値もありました。

改正卸売市場法では、卸売業者の入場許可は認定申請書類への名簿登載という形で開設者の責務へと変わっております。改正卸売市場法の省令第9条第2項に「卸売業者の適格性は、卸売業務を適確に遂行できると見込まれること」とあり、名簿登載したということは、これをクリアしたと開設者が認めたと解釈されます。そのためにも開設者が指導監督スキルの維持・向上を図るのは必要な取組です。

卸売会社の経営者は自社の経営指標のことは把握しているはずですが、開設者から改めて問題を指摘するのは、危機感を持って改善に当たるきっかけともなるので有効です。全国的には企業が与えられた環境の中で精いっぱい努力をするも報われずに、どうにもならないと思いつながらざるざる経過していく場合があります。このようなときに開設者からの指摘が入ると、新しい目線、発想による解決策が見つかることがあります。

中央卸売市場法下では、ほとんどがせりの時代では委託手数料収入が安定して入りますので、経営も安定していましたが、買い手側が個人商人だった時代から大口需要者が中心になると、せり比率が大幅に低下し、大量仕入れによる価格設定や計画販売による予約型取引が中心となる中で、卸売会社の収益構造も複雑化し、利益率も低下してきました。

このように現在の卸売会社の経営は非常に複雑化しております。東京都は資料にありますように、市場業者の経営基盤の強化として経営専門家と連携した情報発信、経営相談事業、経営強靱化推進事業、伴走型支援など、これまでにない多くの事項に取り組んでおり、改善を図っていることは評価できます。

近年、全国的には激しい人口減で取扱規模が大きく減少する、1社しかいなかった卸売市場の必置機関である卸売会社が倒産・廃業し、代替りの確保ができず部類廃止になる、取扱い激減で卸売市場自体を閉場する、大規模拠点市場への出荷や仕入れの集中化と周辺市場の衰退化などの事態が表面化して、中にはピーク時の8割減、9割減という事態も起きています。物流事情の悪化による卸売市場への影響などの問題も大きくなってきております。

我が国の卸売市場は大きな転機に来ており、資料にもあるように減少化が少ない東京都中央卸売市場の役割は、全国の卸売市場を支える立場としてもますます重要になっていると思います。

以上です。

○木立会長 細川委員、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

それでは、松田委員よろしく願いいたします。

○松田委員 私からは老朽化と維持更新について少しお伺いしたいと思います。

東京都は、直近では平成30年に開場した豊洲市場の整備を行ってまいりましたが、私の地元の板橋市場をはじめとして地域の小売店や飲食店が仕入先として利用している市場の多くが建設から40年以上、板橋市場は51年たっておりますが、施設設備の老朽化は非常に著しい状況であります。実際現場で話を聞いてみると、場内のアスファルトが傷んで路面にひび割れや凸凹があったりとか、また、豪雨のときに建物が雨漏りをするなどの声を業界から聞いております。この老朽化が進む中で皆様にとっては毎日の業務が円滑にできるように適切な維持改修・補修が速やかに行われるとともに、市場を取り巻く環境の変化に適應できるよう、市場施設の維持更新を進めることが非常に重要であると思っております。

また一方、日頃から多数の産地トラックや買い出しに来られる方々の車両が行き来している卸売市場においては、営業しながら工事を進めるというのは非常に難しいことではないかと考えます。この築地の豊洲移転のときもローリングで築地をやろうとか、その場その場で場当たりのことを知事はじめ周辺の方が言われて混乱したこともありましたが、具体的にどうやってこの各市場に対して市場施設の維持更新をしていくのか、その進め方についてお伺いいたします。

○木立会長 それでは、都のほうからよろしくお願いたします。

○渡邊幹事 中央卸売市場におきまして施設の維持更新を進めるに当たりましては、市場が都民の日々の消費生活を支えている、そのため工事実施期間中においても市場業務を止めることができず、営業を続けながら工事を行うため、工事時間や工事場所の厳しい制約の下、その上で着実に進めていくことが必要だと考えております。

このため、工事の計画段階から市場業者の方々と緊密な意見交換を行い、工事実施に向けた調整を丁寧に行うことで、市場業者の方々の御理解と御協力を得ながら、施設の更新時期の平準化や工事の集約化を図り、市場業務に支障が生じないよう効率的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

○松田委員 すみません、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたします。

これは日々利用している市場業者の皆様にとっては、適切に維持管理されるということは当然のことでありまして、また、産地や小売店や飲食店などニーズが高度化する中で、そうしたニーズに応じていくための施設の維持更新を進めることは非常に重要であります。また、この維持更新に当たって、先ほど矢野会長代理からもあったトラック輸送の効率化にも資するよう

な設備更新、パレット化も含めてお願いしたいですし、また、山下委員からお話がありましたせりと相対との関係で、今せりが減っていることから、花きなどは特にそうなのですけれども、せり場を少し縮小して改修していく、こういったことも一つ案として考えながら進めていっていただきたいと思います。

また、地元板橋市場においては、業界を中心に将来に向けたビジネスモデルの検討が今進められております。来年度は機能強化に向けた基本構想を策定するという事となっております。都におきましては、業界の意見を真摯に受け止めながら、板橋市場の基本構想の策定をはじめとして各市場の維持更新にしっかりと取り組んでいくよう意見を申し上げまして、私の発言を終わります。

○木立会長 ありがとうございます。

それでは、あぜ上委員よりお願いいたします。

○あぜ上委員 皆さんからのお話を伺って、本当に経営上のサポートが今大事になっているということを改めて認識させていただきましたが、この16ページにありました経営強靱化推進事業、この実績の交付決定数を見ますと、今年の1月30日時点で127件となっているのですが、これが多いのか少ないのか、都としてこの127件の今の申請状況をどう判断されていらっしゃるのか伺いたいと思います。もう一点は、今年度から取組を開始されました伴走型の支援、これについて現在3社が利用しているところに書かれているのですが、今後どのように市場業者の皆さんに活用していただくよう進めていくのかお伺いしたいと思います。

○木立会長 2つほど御質問がございましたので、都側からよろしくお願いいたします。

○前田幹事 事業部長の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、令和4年度の中央卸売市場経営強靱化推進事業におけます交付決定件数でございますけれども、1月30日時点で127件でありまして、令和3年度の77件と比較して50件増加しております。増加の要因といたしましては、市場業者の方々が固定費の中でも大きな割合を占めます光熱水費に影響を及ぼすエネルギー価格の高騰に対処するため、LED照明機器の導入などに本事業を活用した事案が多かったものと認識をしております。

続きまして、伴走型支援についてでございますけれども、卸売市場を取り巻く環境が厳しさを増す中、市場業者の方々が経営の安定と革新を図るためには、環境の変化を適切に捉え、自社の置かれた状況を分析した上で課題を的確に設定し、課題解決に向けた取組などを行うことが重要でございます。

そのため、中小企業経営に精通する専門家を派遣し、経営者との対話を重ねながら課題を設

定し、その改善等に取り組む伴走型の支援を今年度から開始いたしました。都では、こうした伴走型支援をより多くの市場業者の方々に活用していただくため、積極的な情報発信などを行っております。

具体的には、市場業者向け情報誌やセミナーなどにより情報提供するとともに、各市場を定期的に訪問した際に、直接事業者の方々に働きかけを行うなどあらゆる機会を捉えて活用を促進しております。今後とも積極的な情報発信や働きかけを進めてまいります。

私からは以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。あぜ上委員、よろしいでしょうか。

○あぜ上委員 ぜひ積極的に情報を提供していただきたいと思います。そして、業者の皆さんの御意見を反映した必要な支援をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○木立会長 それでは、黒石委員よろしくお願いたします。

○黒石委員 黒石から「強固で弾力的な財務基盤の確保」について意見を1つ申し上げます。

私自身、インフラ経営改革に携わってきておりますが、インフラというのは絶対に全体を守らなければならないものであります。環境変化に応じて機能転換、機能のアップデートを図らないといけない、そのような議論が前段ずっと皆さんからされてきたかと思いますが、それを支えるお金の部分も大事であります。ですので、市場使用料の在り方を含めた検討が必要ということが今回も明記されましたが、まさに市場使用料がいかほどであるべきか、それから、インフラという機能を考えたときに、もしかしたら都民全体の一般会計からの繰入れ、若しくは国全体の農産物流通を支えているという意味からすると、国費投入ということも考えられるかもしれません。そういった財源としての市場使用料の検討の話は、様々な論点があって非常にナーバスな課題であります。この課題も先送りしているとやっぱり簡単に時は経ってしまいますので、慎重さは必要ですが、できる限り迅速な検討をお願いしたいと思います。

直接の利害関係者である市場業者の皆さんからは、市場使用料に対する様々な声も聞こえてくることでしょう。だからこそ、この時代において再度11市場の存在意義を改めて再整理した都が全体調整役として、全体最適のためのロジック立てを主導的に行って、それを皆さんに納得してもらわなければなりません。個別利害を踏まえつつも政策的全体調整、全体最適の絵を描き直す役、まさにその主役が都であることを改めて御認識いただいて、慎重だが急いで検討を進めていただくことをコミットいただきたいと思います。

以上です。

○木立会長 それでは、都側よろしくお願いたします。

○萩原（功）幹事 ありがとうございます。財政調整担当部長の萩原でございます。

市場使用料は市場業者の経営に大きな影響を与えるものでありますとともに、市場業者ごとに状況が異なることから、市場使用料の検討に当たりましては、業界の皆様から様々な御意見が出るのが想定されております。そのような状況におきましても、中央卸売市場が将来にわたって持続的な市場経営を実現していくため、委員御指摘のとおり都が全体調整役を担うとともに、スピード感をもって業界との意見交換を進めてまいります。

加えまして、都はこれまでも市場運営費の縮減や収入確保等の経営改善に取り組んでまいりましたが、更なるコスト削減を行うなど内部努力につきましてもスピード感をもって取り組んでまいります。こうした方策によりまして、強固で弾力的な財務基盤の確保に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

定刻の時間となりましたが、「3 経営計画の進捗管理」あるいは本日の御議論全体につきまして何か御発言等ございますれば挙手をお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これまでとさせていただきます。これをもちまして本日予定した議題は全て終了いたしました。

閉 会

○木立会長 本当に貴重な御意見、本来もっと時間をかけて御議論、御審議いただくべき事項が山ほどありますが、また、私としてもコメント申し上げたい点もございますが、既に時間も経過しておりますので、都におかれましては、本日の貴重な御意見、御質問等をしっかりと受け止めた上で、令和5年度の重点的取組など経営計画の取組を着実に進めていただくよう要望を申し上げます。

以上をもちまして、第81回東京都卸売市場審議会を閉会いたします。本当に今日はお忙しい中、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうに進行をお返しいたします。

○河内幹事 審議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本日は、「令和5年度の重点的取組」などにつきまして御報告をさせていただき、委員の皆様

様方からは様々な御意見を賜りました。貴重なお時間を私どものために割いていただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の議論にもございましたが、市場を取り巻く状況というのは様々に変化し、また、厳しさを増しております。経営計画で掲げました取組の具体化、これは待ったなしの状況であるという思いを新たにいたしましたところでございます。本日の議論を十分に踏まえ、施策を速やかに進めるとともに、その進捗状況につきましては、引き続き皆様に御報告させていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○松本書記 木立会長、御出席の委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会となります。会場の方はお気をつけてお帰りください。オンラインで御出席いただきました委員の皆様も大変ありがとうございました。

午後 4 時 3 1 分閉会